平成２３年（フ）第７６５号
京都府相楽郡精華町桜が丘１丁目20番地１
チェリーヒル高の原Ａ棟２号
債務者　山本　　陽
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
京都府与謝郡与謝野町字金屋431番地275
債務者　山根　妙子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２２８号
奈良県桜井市大字大福405番地の３
債務者　宮城久美子
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３３号
香川県高松市木太町2759番地４
債務者　岡　　和江（旧姓殿畑）
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２２１号
香川県高松市香川町川東上1024番地２
債務者　納田久美子（旧姓山部）
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６０号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町15番地２　５―402号
債務者　林　　英子
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２０４号
山梨県甲府市後屋町653番地３―71
債務者　荻野　晃一
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
山梨県甲府市城東１丁目８番３号　萩原方
債務者　森田　友子
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目10番17号　アーチ立花Ⅱ408号
債務者　濱畑　佳子
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９号
山口県山陽小野田市大字小野田3973番地３
債務者　野村真由美
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２６０号
宮城県亘理郡亘理町字旧舘30番地１　コーポ旧舘１号
債務者　松田　　章
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番405―206号
債務者　成尾雄一郎
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３２号
神戸市須磨区東落合１丁目３番171―402号、従前の住所神戸市須磨区東落合１丁目３番173―401号
債務者　柿原　佳子（旧姓永富）
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５２号
神戸市長田区蓮宮通２丁目10番地の４　末広ハイツ205号
債務者　芝　　麻弥
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３７号
神戸市東灘区北青木４丁目１番26号　スリーリング青木ハイツ202号、従前の住所神戸市東灘区本山南町２丁目12番７―902号
債務者　桑津美津江
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３９号
兵庫県芦屋市浜町13番３―124号
債務者　神谷ひろ子
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０７号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目21番22号　第一キャスル209号、前住所大阪府箕面市粟生外院２丁目10番２号
債務者　菅原　　宏
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係